

## 半田市はたらく親を応援する団体育成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「はたらく親を応援するまち」づくりのため公益的な活動を行う市民活動団体を育成することを目的とし、市民活動団体が行う事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付する、はたらく親を応援する団体育成事業(以下「当事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「市民活動団体」とは、市民による自主的かつ継続的で、営利を目的としない公益的な活動(以下「市民活動」という。)を行っている団体という。

### (対象団体)

第3条 当事業の対象は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 構成員が2人以上であること。
- (2) 規約等を持ち継続的な市民活動を行うこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動(選挙活動を含む。)を目的としていないこと。
- (4) 設立後1年以上を経過していること。

### (助成金対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、市民活動団体が市内において実施する市民活動で、「はたらく親を応援するまち」づくりを具体的に推進する事業として新たに取り組むもので、同一年度内に着手し完了できる事業とする。ただし、市が交付する他の助成金等又は、国、他の地方公共団体、民間団体等による助成金等を受ける事業は、対象事業としないものとする。

### (助成額等)

第5条 助成金の額の上限は50万円とし、助成金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)の10分の9以内の額を助成する。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 同一団体に対する助成は、同一年度につき1回限りとする。

### (交付対象経費)

第6条 対象経費は、対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(参加申請)

第7条 当事業に参加しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、市長が定める期間内に半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金申請書(様式第1)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 同一の申請団体が申請できる事業は、1回の公募について1事業とする。

(審査等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書等の内容を確認した上で審査し、提案事業の適否及び助成予定額を決定するとともに、その結果を半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金採択(不採択)通知書(様式第2)により申請団体へ通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、プレゼンテーション資料等の一般公開による市民投票により行うものとし、市民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付申請)

第9条 前条第1項の規定により、助成事業として採択する旨の通知を受けた申請団体は、市長が定める期間内に半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、その結果を半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第4)により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、助成金の交付の決定について、条件を付することができる。

(対象事業の変更)

第11条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、対象事業の計画又は予算の変更をしようとするときは、あらかじめ、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金計画変更申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金変更交付決定通知書(様式第6)により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付対象事業実績報告書(様式第7)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書に基づき助成金の額を確定し、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付確定通知書(様式第8)により、交付決定団体に通知するものとする。

(助成金交付請求)

第14条 前条の規定により助成金の交付確定通知書を受けた団体は、速やかに、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定団体が助成金を前金払により受けようとするときは、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金前金払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。この場合において、前金払により交付を受けることができる助成金の額は、交付決定額の10分の7以下の額とする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)偽りその他不正の手段等により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(2)助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。

(3)助成を受けた事業を中止し、縮小し、又は期限内に完了できなかったとき。

(関係帳簿の整備)

第16条 交付決定団体は、対象事業の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、5年間これを保管しておかななければならない。

(情報の開示)

第17条 市長は、この要綱の規定に基づき助成金を交付した団体の名称、対象事業の内容、助成金の額等を公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

費目	説明
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費など
旅費	交通費、通行料など
需用費	文具費、印刷製本費など
役務費	郵便料、通信料、保険料など
委託費	専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合など
使用料	会場使用料など
備品費	対象事業に必要不可欠なものに限る。
賃借料	車両・機械などの賃借料など。事務所借上料については事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

- 注1) 備品費は、助成額の2分の1を限度とする。また、パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費は対象外とする。
- 注2) 団体の管理運営費(家賃、光熱水費、電話料金等)は対象外とする。
- 注3) 飲食及び親睦に要する経費は、当該経費が対象事業の実施に不可欠である場合を除き、対象外とする。

様式第1(第7条関係)

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金申請書

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金交付対象事業の名称 \_\_\_\_\_
2. 助成金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- (1)事業計画書(別紙1)
- (2)収支予算書(別紙2)
- (3)団体の規約その他これに類するもの
- (4)団体の収支予算書
- (5)前各号に掲げるもののほか、団体の活動内容等がわかるパンフレット、チラシ等市長が指定するもの

## 事業計画書

1 事業の名称	
2 事業主体	(所在地) (団体名) (代表者氏名)
3 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 市民ニーズや 地域課題との 関連	
5 事業目的	
6 事業内容 (実施日時)	
(場所)	
(内容)	
(対象・参加予定者数)	
(実施体制・連携先)	
(広報方法)	
7 事業の特徴 ・PR	
8 期待される効果	(市民・対象者)
	(自団体・同会員)
	(その他)
9 次年度以降の 事業展開	
10 【SDGs】	

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

様式第1別紙2

## 収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

収 入(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
半田市助成金 事業収入 寄付金 自己資金		
計		

支 出 (単位:円)

科 目	金 額	内 訳
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託費		
使用料		
備品費		
賃借料		
計		

※ 助成金を申請する事業に係る収支予算だけ記載してください。

様式第2(第8条関係)

半市協第 号  
年 月 日

団体名  
代表者名 様

半田市長 印

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金採択(不採択)通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金採択申請についての審査結果を、半田市はたらく親を応援する団体育成事業実施要綱第8条の規定により通知します。

1 助成の可否 可・否

2 事業の名称 \_\_\_\_\_

3 助成を可とする場合の事業採択決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 交付条件

注 この通知ははたらく親を応援する団体育成事業助成金としての採択の決定であり、交付申請に対して、交付決定がされない場合又は交付金額についての変更をする場合があります。

様式第3(第9条関係)

年 月 日

半 田 市 長 殿

<申請者>  
所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付申請書

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、下記事業について、市が交付する他の助成金等又は国、他の地方公共団体、民間団体等から助成金等を受けることはありません。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 助成申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

注 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が助成対象事業に係る出納その他について監査することがあります。

様式第4(第10条関係)

年 月 日

団体名

代表者 様

半田市長 印

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 助成の可否 可・否

2 事業の名称 \_\_\_\_\_

3 助成金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

注 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が助成対象事業に係る出納その他について監査することがあります。

様式第5(第11条関係)

年 月 日

半 田 市 長 殿

<申請者>

所在地

団体名

代表者名

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金計画変更申請書

年 月 日付け 半市協第 号で交付決定のあった半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金については、下記のとおり事業計画を変更したいので承認してください。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 変更する事項

変更前	変更後

3 変更する理由

4 添付書類

(1)変更事業計画書(別紙1)

(2)変更収支予算書(別紙2)

※(1)(2)ともに変更内容を明確に記入してください。

## 変更事業計画書

1 事業の名称	
2 事業主体	(所在地) (団体名) (代表者氏名)
3 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 市民ニーズや 地域課題との 関連	
5 事業目的	
6 事業内容 (実施日時)	
(場所)	
(内容)	
(対象・参加予定者数)	
(実施体制・連携先)	
(広報方法)	
7 事業の特徴 ・PR	
8 期待される効果	(市民・対象者)
	(自団体・同会員)
	(その他)
9 次年度以降の 事業展開	
10 【SDGs】	

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

※変更点分かるよう、見え消し修正してください。

## 変更収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

収 入(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
半田市助成金 事業収入 寄付金 自己資金		
計		

支 出 (単位:円)

科 目	金 額	内 訳
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託費		
使用料		
備品費		
賃借料		
計		

※ 助成金を申請する事業に係る収支予算だけ記載してください。

※ 変更点分かるよう、見え消し修正してください。

様式第6(第11条関係)

半市協第 号  
年 月 日

団体名

代表者 様

半田市長 印

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金計画変更申請についての審査結果を、半田市はたらく親を応援する団体育成事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 変更交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 理由

表

様式第7(第12条関係)

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付対象事業実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

<申請者>

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 半市協第 号で交付決定のあった半田市はたらく親を応援する団体育成事業について、下記のとおり実施しましたので、その実績を報告します。

記

事業の名称	
交付決定額	金 円

## 裏

1 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 市民ニーズや地域課題との関連 ※申請書から転記	
3 事業の目的 ※申請書から転記	
4 事業内容 (実施日時)	
(場所)	
(内容)	
(対象・参加者数)	
(実施体制・連携先)	
(広報方法)	
5 事業の特徴・PR ※申請書から転記	
6 得られた効果	
7 次年度以降の事業展開 ※当該事業の今後の展開を該当に☑して記載	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input type="checkbox"/> このまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 当該活動を終了する
8 その他	

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

※ 添付書類(1)収支決算書(別紙1)

(2)事業実施の際使用した各種資料

様式第7別紙1

## 収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_

収 入

(単位:円)

科 目	決算額	予算額	差引	内 訳
半田市助成金 事業収入 寄付金 自己資金				
計				

支 出

(単位:円)

科 目	決算額	予算額	差引	内 訳
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託費				
使用料				
備品費				
賃借料				
計				

※ 助成金を申請した事業に係る収支決算額等を記載してください。

様式第8(第13条関係)

半市協第 号  
年 月 日

団体名  
代表者名 様

半田市長 久世 孝宏 印

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで申請があり、年 月 日付け 半市協第 号で交付決定した事業の助成金交付額が次のとおり確定しましたので、半田市はたらく親を応援する団体育成事業実施要綱第13条の規定により通知します。

1 事業の名称 \_\_\_\_\_

2 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 理 由

様式第9(第14条関係)

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付請求書

年 月 日付け半市協第 号で交付確定のあった半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金について、下記の口座に振り込んでください。なお、上記申請者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委任します。

記

1 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
2 既受領額 金 \_\_\_\_\_ 円  
3 今回請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

■振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農 協 店
口座番号	
口座種別	普通 ・ 当 座
(フリガナ)	
口座名義	

年 月 日

半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金前金払請求書

半 田 市 長 殿

<請求者>

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 半市協第 号で交付決定のあった半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金について、下記のとおり前金払してください。上記申請者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委任します。

記

1 交 付 決 定 額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 前 金 払 請 求 額 金 \_\_\_\_\_ 円

※前金払請求額は、交付決定額の10分の7の額を上限とする。

■振込口座

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合 店 農 協
口座番号	
口座種別	普 通 ・ 当 座
(フリガナ)	
口座名義	